

岩手県肝疾患診療専門医療機関・肝炎かかりつけ医指定要領 新旧対照表

旧	新
<p>岩手県肝疾患診療専門医療機関・肝炎かかりつけ医指定要領</p> <p>(指定手続き等)</p> <p>第4 県は、専門医療機関又は肝炎かかりつけ医（以下「医療機関等」という。）<u>を新たに指定する場合には、第2又は第3の指定要件に係る確認を行うとともに、指定に関する同意の確認を行う</u>（様式第5号、第6号、第7号）。</p> <p>2 県は、既に指定を受けている医療機関等に対し、各年度において、<u>指定要件並びに指定継続に係る意向の確認を行う</u>（様式第5号、第6号、第8号）。</p> <p>3 県は、要件を満たし、<u>同意の確認がなされた医療機関に対し、概ね1年間の期間を定め、指定を行う。</u></p> <p>4 県は、<u>指定を受けた医療機関に対し、指定書（様式第1号）を交付する。</u></p> <p>5 医療機関等が指定を受諾した場合、その名称、所在地、電話番号等の必要な情報について、パンフレットやホームページ等の肝炎診療ネットワークを広報する媒体への記載に同意したものとする。</p>	<p>岩手県肝疾患診療専門医療機関・肝炎かかりつけ医指定要領</p> <p>(指定手続き等)</p> <p>第4 県は、専門医療機関又は肝炎かかりつけ医（以下「医療機関等」という。）<u>の指定に当たり、第2又は第3の指定要件並びに指定に関する同意の確認を行う</u>（様式第5号、第6号、第7号）。</p> <p>2 県は、<u>指定を受けた医療機関等に対し、指定書（様式第1号）を交付する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 県は、<u>前項の要件を満たし、同意の確認がなされた指定医療機関に対して指定を継続し、それ以外の医療機関に対しては指定辞退届の提出指示又は指定の取消し等、必要な手続きを行う。</u></p> <p>5 (略)</p>

旧	新
<p>(医療機関等の責務)</p> <p>第5 指定を受けた医療機関等は、次の事項を守る必要がある。</p> <p>① 医療機関等は、指定書に記載された名称、所在地等の事項に変更があったときは、速やかに県に変更届(様式第2号)を提出すること。</p> <p>また、第2の2又は第3の3に挙げた要件を満たさなくなった時、若しくは肝疾患診療を継続できなくなった場合等は、速やかに県に辞退届(様式第3号)を提出するとともに、指定書を返納すること。</p> <p>② 医療機関等は、肝疾患に関する専門的な知識・技能を習得し、肝疾患診療体制に係る役割を果たすため、県又は対策協議会が開催又は指定する研修会・講演会に原則として、年1回以上参加すること。</p> <p>③ 医療機関等は、肝疾患診療連携拠点病院、専門医療機関及び肝炎かかりつけ医で構成される「岩手県肝疾患診療ネットワーク」において、情報交換や検討等を行うために招集される会議に原則として参加すること。</p> <p>④ 専門医療機関は、専門医の在籍状況及び指定研修の受講状況並びに診療実績等について、肝炎かかりつけ医は指定研修の受講状況並びに診療実績等について、県の通知に基づき毎年度報告するとともに、県が行う指定継続の意向確認に回答すること(様式第5号、第6号、第8号、第9号)。</p> <p>⑤ 県は、指定を受けた医療機関等が②に規定する研修会・講演会、又は③に規定する「岩手県肝疾患診療ネットワーク」の会議に参加したことを確認した場合、受講者に対して受講者証(様式第10号)を交付するものとする。</p>	<p>(医療機関等の責務)</p> <p>第5 (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 医療機関等は、肝疾患に関する専門的な知識・技能を習得し、肝疾患診療体制に係る役割を果たすため、県又は対策協議会が開催又は指定する研修会・講演会(インターネット上の研修システム等を含む。)を原則として、年1回以上受講すること。</p> <p>③ 医療機関等は、肝疾患診療連携拠点病院、専門医療機関及び肝炎かかりつけ医で構成される「岩手県肝疾患診療ネットワーク」において、情報交換や検討等を行うために招集される会議に原則として参加するよう努めること。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p>

旧

新

別表1

	役 割	要 件
肝炎かかりつけ医	①肝疾患診療連携拠点病院及び肝疾患専門医療機関と連携した肝疾患診療の実施(内服、注射、定期的な検査等の日常的な処置)	・次のいずれかの要件に該当すること ①肝疾患の臨床経験が5年以上(腹部超音波検査に熟練し、画像診断ができる)
	②インターフェロン導入後の治療	②(社)日本肝臓学会肝臓専門医、(財)日本消化器病学会専門医又は相当する専門知識を持つ医師
	③肝庇護治療	
	④適宜、肝疾患専門医療機関を紹介	
	⑤患者の「追跡調査(年1回)」に協力すること	③インターフェロンなど抗ウイルス療法の経験があること

別表1

	役 割	要 件
肝炎かかりつけ医	① (略)	・次の①～③のいずれかの要件に該当し、かつ④を満たすこと ① (略)
	② (略)	
	③ <u>インターフェロンフリー治療</u>	② (略)
	④ (略)	
	⑤ (略)	
	⑥ (略)	③ (略) ④ <u>インターフェロンフリー治療に係る研修を受講すること(必須)</u>